

認知行動療法師 資格認定規程

第一条 一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、本学会という）は、学会として社会的要請に応え、認知行動療法を理解し、認知行動療法を専門的に実施できる実力を担保することを目的に「認知行動療法師」の資格制度を設ける。

第二条 「認知行動療法師」資格認定規程は、本規程の定めるところによる

第三条 資格審査は、認知行動療法師として必要な基礎知識、技能等について行う。

第四条 資格認定を申請する者は、次の全項目に該当しなければならない

- 一 メンタルヘルス支援の専門資格を持つ者
- 二 本学会が定める認知行動療法トレーニングガイドライン基本項目のうち、認知行動療法の基礎に関する4科目と各論のうちから1科目の領域*を次のイからニまでのいずれかにより履修していることが証明された者
 - イ 本学会が主催する研修会、ワークショップ等
 - ロ 他団体が行った研修会、ワークショップ等のうち本学会が認定した科目
 - ハ 教育機関において行われた講義、演習、スーパービジョン等のうち本学会が認定した科目
- ニ 国際的に認められた認知行動療法セラピストとしての資格
- 三 臨床研究等から認知行動療法に効果が認められる問題に対して、準拠すべき適切な基準に従って完了された認知行動療法の実践事例（認知行動療法を最後まで終えられた事例）が2例以上ある者。なお、集団認知行動療法の実践経験も含まれるが、その場合は全プログラムを通して自身がファシリテータを行ったものであること。
- 四 1 ケースについてアウトカムデータに基づいたスーパービジョンを継続的に受けた経験があり、その内容をケースレポートで報告できる者。

第五条 資格認定を申請しようとする者は、所定の申請書、証明書等にケースレポートおよび審査料を添えて資格認定委員会宛に申請する。ケースレポートの内容は、主要症状尺度を含めたプロセスログに基づき、認定されたスーパーバイザーによる指導を継続的に受けた1例の事例とする。

第六条 資格審査は書類審査、レポート審査および面接試験により行う。

第七条 申請料と資格登録料は細則にて定めることとする。ただし、申請者がすでに行動療法士資格を有している場合は、資格登録料は必要としないものとする。

第八条 認定を受けた者は、本学会の認知行動療法師名簿に登録される。登録された者には認定証を交付する。認定証には期限があり、別に定める手続きを経て更新することができる。なお、

第九条 本規程の改定は、理事会の承認を得るものとする。

「認知行動療法師」資格認定規定細則

第一条 一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、「本学会」という。）「認知行動療法師」資格認定規程（以下、「規程」という。）に基づき、本細則を定める。

第二条 規定第四条第一号について

メンタルヘルス支援の専門資格については、国家資格かそれに準ずる資格として公的に認められた資格を対象として認める。以下にその具体例を挙げる。医師、看護師、公認心理師、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、行動療法士、臨床心理士、産業カウンセラー、など。

(注) 海外の資格なども含め様々な資格が認められることから、申請者から履修内容などを確認した上で資格認定委員会にて協議を行い、受験資格を持つ者として認定することがあり得る。

第三条 資格認定規定第四条第二号について

本学会が定めた認知行動療法トレーニングガイドライン基本項目（2019/05/19 公開版：<http://jabt.umin.ne.jp/j/organization/2-12cbt/index.html>）のとおりとする。

第四条 資格認定規定第四条第三号について

- 一 準拠すべき適切な基準については、保険診療に収載されている認知行動療法プログラム、国内外の各種ガイドラインにて推奨されているプログラムなどを要件とする。ただし、認知行動療法のエビデンスは日々蓄積していることから、資格申請者が適切な文献研究に基づき自身の実践が適切な基準に準じていることが証明される場合には、上記要件に満たないものでも基準として認められることがある。
- 二 終結とは、クライアントと同意して設定したアウトカム指標に基づいて症状や問題が軽減していることが確認でき、かつ終結について同意が得られたものとする。

第五条 資格認定規定第四条第四号について

本学会が認定する認知行動療法スーパーバイザーによるスーパービジョンを完遂したケースでなければならない。なお、スーパーバイザーの認定は、本委員会において審査方法、認定基準などを議論し設定した上で認定を行う。

第六条 資格認定の有効期限は5年とし、更新ができる。

第七条 資格認定を更新する者は、所定の申請書、証明書等を添えて、資格認定委員会宛に申請する。

- 一 資格認定委員会における更新の審査は、原則的には書類審査により実施され、理事会の議を経て決定される。

二 更新申請者は更新希望日から起算して過去5年間において、以下のイを含む10時間以上の研修を受講していることを原則とする。

イ 本学会の主催する認知行動療法師のための研修会（2時間）

ロ 本学会の主催する研修会

ハ 学会発表、研究論文等の業績

学会発表、研究論文等の業績については下表に基づいて委員会が研修相当時間として認定する。ただし、下記C領域に属する者については必要研修時間の2分の1を超えないものとする。また、表中の連名者とは、第二著者、責任著者（corresponding author）、最終著者（last author）を指すものとする。

A領域:本学会に関するもの

・本学会研修会講師	1コマ	3時間	
・本学会機関誌「認知行動療法研究」	原著・実践研究	筆頭者	3時間
		連名者	1.5時間
	資料・展望	筆頭者	2時間
		連名者	1時間
・本学会：シンポジウム、記念講演など	企画・司会	筆頭者	1時間
		スピーカー	2時間

B領域:著書（認知行動療法に関するもの）

・単著		6時間
・分担執筆	6時間を執筆者数で割り、1時間未満の端数は切り上げる	
・監修・編集		2時間

C領域

・他学会誌等論文（認知行動療法に関するもの）	筆頭者	2時間
	連名者	1時間
・他学会等発表（認知行動療法に関するもの）	筆頭者	0.5時間

三 海外留学、病気などやむをえない事情がある場合は、更新申請者の願い出により、更新を1年間猶予することができる。その場合、猶予された年数あたり3,000円を、次回更新時の登録料に加算する。

四 「認知行動療法師」資格を持つ者のうち、本学会に対して著しい功があったと認められた者に関しては、常任理事会の議を経て更新手続きを省くことができる。

第八条 更新時の資格登録料は、20,000円とする。

第九条 本細則の改正は、理事会の承認を得るものとする。